

論文

昭和20年代における
新制中学校の生活指導からみた徳育とその教育方法
—板橋区赤塚第一中学校の検討を中心に—

浜野 兼一

(受理日：2021年1月3日)

The Method of Moral Education According to Lifestyle Guidance of
Newly Junior High School around 1945 in Japan
—Focusing on the examination of Akatsuka Daiichi Junior High School in Itabashi Ward—

Kenichi HAMANO

要旨

昭和20年代における新制中学校の生活指導からみた徳育とその教育方法について、「学習指導要領における教育目標からみた生活指導と徳育の視点」「赤塚第一中学校の発足」「学校便覧：教育目標、訓育年間計画、風紀要項」の各項目により考察した。

その結果、修身科はGHQの勧告によって授業停止と教科書回収に追い込まれたが、修身の教育的機能を代替するものとして、新制中学校における生活指導に徳育の役割が期待されたことが明らかとなった。

また赤塚第一中学校においては、生活指導の目標を達成するため、訓育の全体の計画（年間計画）を作成し、さらに同校独自の「風紀要項」を提示することによって学校生活における望ましい態度や振る舞いの詳細を生徒に示すことで、重視されるべき生徒の道徳性や道徳的心情をはぐむ指針にしたと考えられる。同校では、生活指導部等の組織を中心に生徒会（生徒自治会）やホーム・ルームを中心として教科外および教科活動も含めた学校生活全般から学校の教育目標の達成が目指され、指導方法の観点からは、生徒に対する全体指導と個別指導の両面から取り組むことで、民主的思考と公民的教養を備えた人間形成に生徒を導くための道徳性涵養を追求した。

キーワード：新制中学校、生活指導、徳育、教育方法

はじめに

本稿は拙著「新制中学校における生徒指導と教科外教育活動：昭和20年代前半の東京都板橋区に着目して」（『淑徳大学短期大学部紀要』第61号所収）の成果をふまえて、昭和20年代における新制中学校の生活指導からみた徳育とその教育方法について、東京都板橋区赤塚第一中学校の事例を中心に考察するものである¹。

新制中学校は、第二次世界大戦後の連合国軍占領下において、連合国最高司令部（GHQ）による

日本の教育の民主化政策の一環として構想され²、日本側は、連合国最高司令部（GHQ）から提示される教育に関する指令や勧告を受け入れるというかたちで制度化が進められた。

新制中学校の設置については、『米国教育使節団報告書（第一次）』において「六年制初等学校は全く無料とし、義務教育とすべきであるとして … 初等学校の上に更に三年制の『初等中等学校』を創設し、… 義務教育にすることを勧める³」と明示され、六・三制の義務教育に組み込まれた。このこと

から、新制中学校においては義務教育に求められる知・徳・体の三育を生徒に施すことが必要になった。

敗戦直後の徳育をめぐる動きとしては、日本側が公民教育刷新委員会を設置（昭和20〔1945〕年11月）し公民科における徳育構想を提起したことが注目される。一方で、この時期においてはアメリカ側が日本政府に対して「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」（昭和20〔1945〕年12月）を指令している。このような状況のなか、翌年来日したアメリカ教育使節団の報告書による勧告などを経て、徳育は学校教育全体のなかで公民的指導の一環として行われること、および新設された社会科のなかで行うこととなった。このため日本側が掲げた修身の代替としての公民科構想は実現に至らなかった。このように、徳育のみを児童・生徒に施す科目や授業枠が消滅したことから、学校現場に対して生徒への生活指導において徳育的指導の充実化を求める声があがった。この点に関しては、平野武夫が生活指導による訓育的な徳育⁴を、また宮田丈夫は、生活指導主義の観点からの徳育⁵を唱えている。

ここで本稿において考察するテーマに関する先行研究を検討すると、前述の平野、宮田の研究のほか、戦後とは何であったのか、という観点をふまえて、教育の分野における徳育に焦点を絞り「変化した部分」と「変化していない部分」について検証を試みた森山茂樹の研究⁶、IFEL（教育指導者講習）における道德教育方法改革の構想を明らかにするため、IFELにおける教育原理講座の研究収録などを考究した後藤正矢の研究⁷、昭和20年～27年までを対象として、戦後の徳育論争からみた道德教育のあゆみと実践について論じた長田三男の研究⁸、戦後教育における修身教育批判をふまえて、道德教育とは何かという論題について、教育基本法の制定過程や条文の内容と関連づけて論じた藤田昌士の研究⁹、などがある。また、訓育が徳を重んじて子どもの品性を高め豊かな社会性を養う教育である、という点をふまえると、近代の学校教育における訓育の在り方を歴史的に再検討することで現代の学校の訓育の課題を論じた中野光の研究¹⁰も注目される。

しかしながら、新制中学校創設期の昭和20年代

における徳育について、生活指導やその指導方法に関連づけて検討した研究は、管見の限り具体的な研究成果が確認できていない。

このような点をふまえて、本稿では新制中学校の創設期の昭和20年代における板橋区赤塚第一中学校の事例を中心に生活指導の状況や徳育への取り組み、指導方法などに着目し考察する。戦後占領下の徳育は、修身科の停止以降、教科としての抛りどころを失ったことで、危機的状況をむかえる。なぜなら、敗戦後の占領下における社会の混乱、犯罪の増加と青少年問題の噴出が、徳育の重要性を認識させることになったからである。したがって、戦後新たに発足した中学校においても、徳育の方向づけや生徒への指導方法の構築が課題となっていた。このような事情から、中学校の教育計画や目標、生活指導に関する内容、方針等のなかにも、徳育的意味をもつ内容や記述が存在する。ここに、本稿で新制中学校の生活指導における徳育の内容を分析・検討する意義があると考えられる。

板橋区赤塚第一中学校を研究対象とする理由は、新制中学校に関して入手できる資料が極めて少ないなかで、昭和20年代の実態解明の手かかりとなる資料が、同中学校に遺されているからである。

そこで本稿では、まず、昭和20年代の学習指導要領（一般篇・試案）における教育目標や生活指導、徳育に関する記述を検討する。次に、赤塚第一中学校の学校要覧における教育目標や教育方針に着目し、そこに示されている徳育の意図や視点を分析する。また、同校の学校要覧に掲載されている「訓育・年間計画表」の内容を検討し訓育の目標の教育的特質を明らかにする。さらに、同校の学校要覧に記されている「風紀要項」について、その内容を分析し生徒の生活指導の観点からみた徳育的視点を考察しその方法論の解明を試みる。

1 学習指導要領における教育目標からみた生活指導と徳育の視点

(1) 昭和22年版『学習指導要領一般篇（試案）』

本節では、昭和20年代の新制中学校における生活指導と徳育の位置づけをとらえるために、教育課程編成の手引きとして発行された最初の学習指導要領（昭和22年版『学習指導要領一般篇（試

案)』)に着目し内容を分析する。

最初の学習指導要領である『学習指導要領一般篇(試案)』(昭和22年発行)では、「教育の一般目標」において、個人生活、家庭生活、社会生活の各項目のなかに生活指導や徳育に関する記述が確認できる。

たとえば、「個人性については」の項目のなかに「人の生活の根本というべき正邪善悪の区別をはっきりわきまえるようになり、これによって自分の生活を律して行くことができ、同時に鋭い道徳的な感情をもって生活するようになること」という記述がみえる。また、「家庭生活については」において、「家族を敬愛し、家庭生活の倫理的秩序を重んじ、これを維持し、かつ進歩させる態度を持つこと。」および「家庭生活について、清らかな理想を持ち、これを実現するにつとめる一方、その生活を民主的にし、かつ楽しく明るくして行く態度を持つようになること。」と記されている。一方「社会生活については」に目を向けると、同項目では次のように述べている。

- ・ 広く人類を愛し、他人の自由を尊び、人格を重んずるとともに、他人をゆるしその意見を尊重する態度を持つようになること。
- ・ 社会生活を発展させる根底となる責任感を強くし、何事についても、まず生活をともにする人々のことを考え、力を合わせてともに働き、またともに楽しむ態度を持つようになること。
- ・ 礼儀は社会生活の基礎であることを自覚し、これを重んじみずから実行するようになること。
- ・ 社会正義とはどんなことであるかを理解し、これについて敏感になるとともに、そのために努力するようになること。

これらの記述については、生活指導や徳育といった言葉や表現、言い回しはなされていないが、記されている内容は、生活指導や徳育に関連づけられるものになっているのではないだろうか。事実、学習指導要領を手引きとしてつくられた新制中学校の「校訓」や「教育目標」などに、前述と同様の趣旨の記述がみえる。例として、赤塚第二中学校の教育目標と校訓を以下に示す(赤塚第一中学校

の教育目標等についてはあとの章で詳述する)。

《赤塚第二中学校の教育目標と校訓¹¹⁾》

教育目標

- (1) 誠実をもって信頼される人間を育成する
- (2) 愛敬の念厚く、敬慕される人間を育成する
- (3) 勇気をもって努力し、尊敬される人間を育成する
- (4) 知・徳・体ともに優れ、民主社会に役立つ人間を育成する

校訓

「誠実」「愛敬」「勇気」

上記の教育目標および校訓には生徒を人間教育、人格形成に導くという意図がみえる。留意すべきは、その意図を追求するためには、中学校における教科以外の教育活動に依拠しなければならないということである。戦前は、修身科を通じての人間教育、人格形成が行われたが、修身科が停止となった戦後教育においては、教科以外の教育活動の中心に生活指導全般が位置づけられ、そのなかでどのように徳育を行うのかが中学校の教育現場の重要な課題となっていた。

一方で徳育は、戦後教育改革において新設された社会科の内容の一部として行うことが『学習指導要領(試案)』に明示されている。

社会科は、従来の修身・公民・地理・歴史を、ただ一括して社会科という名をつけたというのではない。社会科は、今日のわが国民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うことが極めて必要であるので、そういうことを目的として、新たに設けられたのである。ただ、この目的を達成するには、これまでの修身・公民・地理・歴史などの教科の内容を融合して、一体として学ばれなくてはならないのでそれらの教科に代わって、社会科が設けられたわけである¹²⁾。

社会科の目的に記されている「今日のわが国民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うことが極めて必要である」という点に着目すると、発足時の社会科には教科指導を通じて

表1 昭和22年版『学習指導要領一般篇（試案）』における生活指導および徳育の視点

	生活指導の視点	徳育的視点
個人生活	生活の根本 自分の生活	正邪善悪の区別 生活を律する 道徳的な感情
家庭生活	家庭生活について清らかな理想を持つ 生活を民主的に	倫理的秩序を重んじる 清らかな理想を持つ
社会生活	広く人類を愛し、他人の自由を尊び、人格を 重んずる 生活をともにする人々のことを考える	社会正義とはどんなことであるかを理解する 礼儀は社会生活の基礎である

生徒に生活指導にもつながるような教育的働きかけがなされていたといえよう。しかしながら、後述するように、社会科のなかで行われた徳育は、十分な成果を挙げるまでには至らなかった。

(2) 昭和26年版『学習指導要領一般篇（試案）』

～特別教育活動と徳育～

本節では、前節で述べた内容をふまえて昭和26年版『学習指導要領一般編（試案）』における生活指導と徳育に関する記述に着目し、その内容を分析する。

第一次改訂となった昭和26年版では、昭和22年版の「試案」を継承しつつも、生活指導に関連する領域として、中学校の教育課程に「特別教育活動」を置いた¹³。文部省は、特別教育活動が設けられた理由について学習指導要領のなかで次のように述べている。

特別教育活動は、従来教科外活動とか、課外活

動とかいわれた活動を含むが、しかし、それと同一のものと考えてはできない。ここに特別教育活動というのは、正課の外にあって、正課の次にくるもの、あるいは、正課に対する景品のようなものと考えてはならない。

また文部省は「(特別教育活動について) 単なる課外ではなくて、教科を中心として組織された学習活動でないっさいの正規の学校活動¹⁴」という認識を示していることから、特別教育活動は中学校の教科外において、学校が掲げる教育目標を達成するために不可欠な教育活動といえよう。特別教育活動の領域は、「ホームルーム」「生徒会」「クラブ活動」「生徒集会」として組織され、その指導にあっては各領域の活動における教育目標の追求と生徒に対する生活指導全般を担うことが期待された。

表2からホームルームでは、学級という場において個人的な側面から生徒の成長を促し、これと並行して生徒会やクラブ活動、生徒集会などの

表2 特別教育活動の各領域の教育目

領域	備考
ホームルーム	「学校における家庭」として、まず生徒を楽しい生活のふんい気のなかにおき、生徒のもつ諸問題を取り上げて、その解決に助力し、生徒の個人的、社会的な成長発達を助成したり、職業選択の指導を行ったりするところである。 ホームルームの生活目標は、これを大きくすると、学校という社会生活の目標ともなる
生徒会	生徒を学校活動に参加させ、りっぱな公民となるための経験を生徒に与えるためにつくられるものである。
クラブ活動	クラブ活動は当然生徒の団体意識を高め、やがてはそれが社会意識となり、よい公民としての資質を養うことになる。
生徒集会	教師の適当な指導のもとに、生徒がみずから企画し、司会することによって、上級生も下級生も、進んで語り合い、発表し合うことは、生徒の個性の成長を促す

集団による活動で本人の学ぶ意欲や意識を高め、最終的には民主主義社会に資する公民としての資質を養うという教育的方向づけが教師に託されていたといえる。

一方、徳育については昭和22年版『学習指導要領 一般編（試案）』以降若干の空白期間があったが、昭和26年に至り、いくつかの具体的な動きがみられた。以下に、その状況を示す。

昭和26（1951）年1月4日

教育課程審議会「道徳教育振興に関する答申」

2月8日

文部省「道徳教育振興方策について」

4月26日

文部省『道徳教育の手引書要綱 小学校篇』

5月29日

文部省『道徳教育の手引書要綱 中学校篇』

5月29日

文部省『道徳教育の手引書要綱 高校篇』

7月10日

文部省『学習指導要領 一般編（試案）』

11月

天野貞祐「国民実践要領」

上記のうち、教育課程審議会が昭和26年の年頭に示した「道徳教育振興に関する答申」では、中学校における徳育の状況について「生徒に自主的学習、自制、協加、寛容その他、民主的社会人として望ましい態度、習慣が芽生えつつある」としながらも、「生徒に対する道徳教育が十分であるとは考えられない」と徳育の不十分を認め、さらに「一部の児童、生徒の間には、著しい道徳の低下が現れている」と危機感を明らかにしている¹⁵。

また、その1カ月後に出された「道徳教育振興方策について」では、「各教科および特別教育活動の指導を、周到な全体計画のもとに正しく活用し、批判力と実践力に富んだ自主的、自律的人間の形成を目ざす」べきことが述べられている¹⁶。

教育課程審議会および文部省によるこうした見解は、7月に発行された昭和26年版『学習指導要領 一般編（試案）』において、特別教育活動を通じての生活指導の充実というかたちで反映されている。

中学校の生徒になると（中略）自己について深く考えようとする芽ばえが現れてくる。だから道徳についての指導もこのような生徒の必要に応ずるように、社会科を初め各教科の指導においてじゅうぶんな考慮が払われねばならない。またこの年令の生徒は、ややもすれば、行動に混乱をきたしやすいから、特別教育活動およびその他の機会に、生活指導をいっそう徹底させる必要があろう¹⁷。

上記では、社会科による徳育にも言及しているが、翌昭和27年12月に岡野文相は、社会科による徳育¹⁸についての批判の声に触れ、社会科で行われている徳育が不十分であると述べるとともに、その強化方策を考える必要性を説いている。このとき文相は、社会科全体に対する改善方策を明らかにしているが、文相の社会科改善のなかに徳育が含まれていることと、社会科による徳育の難しさを合わせて考えると、生徒に対する徳育はよりいっそう生活指導に重きがおかれる状況に進んだといえよう。

2 赤塚第一中学校の発足

板橋区赤塚第一中学校は、昭和22年4月19日東京都板橋区徳丸町171番地に設立され、初代校長には長谷部義連氏が就任した。しかし、敗戦後占領下における諸般の事情により5月1日都立北野高等女学校に六教室を借用して開校された。

開校当時の状況について、赤塚第一中学校の校誌「わかたけ¹⁹」には「昭和二十二年新しい教育制度が実施されたが、当時は占領統治下であってあらゆる制限を受けていたので、校舎も教具も教材もなかったが、幸いにして北野高等女学校の温情により、校舎の一部を借用し、生徒二五二名で発足したのである。なにしろ何もないうちに、初代校長に長谷部先生、PTA会長に村田氏が就任され、学校建設同志会が設立された。結成当時はたびたび停電し、ローソクで会合を続けたこともあった。」という内容がみえる。

また、同校のある卒業生は「入学式の日、今の入学式のように新しい洋服を着て登校したものはまれで、みな小学校時代に着ていたままの洋服で、履物は下駄の人もだいたいのことを覚えている²⁰」と回顧し、さらに「卓球部は北野高校の練習のな

いとき、借りて練習し、かなり上達したし、野球部はユニホームもスパイクもなく、普通のズボンをまくりあげてはだし²¹⁾であったと当時を述懐している。一方で、第一期の卒業生の手記には「教室はあっても机が足りなく、前の方の人は八百屋さんからみかん箱をもらって来て、机のかわりにして勉強しました²²⁾」と記されており、開校当時の学校の置かれていた状況がうかがえる。

以上のように赤塚第一中学校は、過酷ともいえる環境で学校運営を行わなければならなかったが、そこで学ぶ生徒は、日々の学校生活のなかに中学校で学ぶことの意味を見いだしていった。

この時期、東京都は「学校運営に関するあらゆる組織に欠けていた中学校²³⁾」をどのようにして軌道にのせるかという課題と向き合っていたが「都教育局・都民の善意のもとに、昭和二十三年～四年にかけて中学校の施設・設備も充足²⁴⁾」され、都の新制中学校の運営に光が差し込んできたのである²⁵⁾。

昭和25年に入ると、4月には東京都教育委員会が「東京都中学校教育課程（第一次案）」を発表し各中学校に配布した。そこで『(学習指導)要領』に示された教育の目標にもとづきながら、地域社会や児童生徒の特殊性を考慮して、みずからの教育目標を設定²⁶⁾するという都の教育方針を掲げたのである。

表3 赤塚一中と板橋区の中学校の状況（昭和22年度～25年度）

昭和	赤塚第一中学校	板橋区の状況
22	5月1日 開校（都立北野高等女学校内） 5日 父母と教師の会発足 6月20日 校章決定 9月11日 校歌披露	4月 「中学校設置の件」「中学校令生徒授業委託の件」が区議会に議案として提出される 5月 11校の新制中学が開校 ・板橋三中、志村一中、上板橋一中の三校の校地用地が決定
23	3月 学芸会 10月 新校舎起工式	23年度「教育委員会」という冊子に、“「板橋区教育協議会」の設置について”という記述がある ²⁷⁾ 。 ※板橋区において独自の教育委員会が運営されていた
24	4月 校舎落成記念式	各中学校の独立校舎の建設は、24年～25年1月まで時間を要した。なお、志村二中だけは仮校舎（東京光学機械の旧施設）を買収し、本校舎となった。
25	3月 正門完成 第1回卒業式	

表4 昭和22年度に発足した板橋区の新制中学校²⁸⁾

学校名	所在地	設置場所
板橋第一	板橋町六	都立第九中学校
板橋第二	板橋町八	板橋国民学校
板橋第三	板橋町八	板橋第一国民学校（女子は渡辺高女委託）
板橋第四	板橋町十	板橋第三国民学校
志村第一	志村清水町	志村第一国民学校
志村第二	志村小豆沢町	志村農工実務学校
志村第三	志村町	志村国民学校
上板橋第一	上板橋三	上板橋国民学校
上板橋第二	大谷口町	板橋第六国民学校大谷口分教場
赤塚第一	徳丸町	都立北野高等女学校
赤塚第二	下赤塚町	赤塚実業専修学校

（昭和23年度板橋区「教育委員会²⁹⁾」会議事録所収の“昭和22年度板橋区（区役所管内）新制中学校設置及学級編成表”に基づいて筆者が作成。下線は引用者による。）

3 赤塚第一中学校の学校要覧

(1) 教育目標・教育方針と徳育

学校要覧について述べている篠原清昭(1983)の研究によると、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の制定を契機として、全国の都道府県教育委員会および市町村教育委員会により立法化された学校管理規則のなかに、学校要覧に関する規定をいくつか認めることができる³⁰。しかし、これは昭和30年代以降にみられる状況である。このような事情により、創設期(昭和20年代)の赤塚第一中学校の学校要覧について確認できているのは、昭和27年から30年までである。

以上をふまえて、本節では中学校教育の基本である「教育目標・教育方針」に着目してその内容を検討する。次に示すが赤塚第一中学校の教育目標および教育方針である。

教育目標

眞理と正義を愛し文化的自主的な生活を営み、民主社会に協力する有用な国民を育成する³¹。

教育方針

1. 公正な判断力を啓培し、正しい事を守りぬく人となる
2. 勤労を愛し責任を重んじ、社会の秩序を守る人となる
3. 自由を尊び、礼節を重んずる人となる
4. 個性を伸ばし、互に協力する人となる
5. 郷土を愛し進んで地域社会の文化向上に努める人となる³²

昭和27年、28年度の学校要覧には教育目標や教育方針が示されていないため、上記は昭和29年度の学校要覧に記されている教育目標および教育方針である。当時は学校要覧の作成に係る明確な法令がなかったため、内容の構成や項目について方向性が定まっておらず、したがって昭和27年、28年度の学校要覧にも教育目標や教育方針が示されていないと推測される。

まず、教育目標に記されている“正義を愛し”“民主社会に協力する”に徳育の意図がみえるのではないだろうか。また、教育方針には“公正な”“正しい事を守りぬく”“責任を重んじ”“秩序を守る”“礼節を重んずる”など随所に徳育の視点が示

されている。

板橋区における他校の例をみると、たとえば、志村第三中学校が「昭和二十二年より四十四年まで³³」 抛りどころとした教育目標のなかに、「協調性をもった、社会性のある人間を育成する」「誘惑をしりぞける強い意志」「豊かな人間性や責任感」といった徳育的視点がみえる。また、同校では「教育目標達成のため特に生徒の生活心得がつくられている³⁴」という思いから作成した生徒心得のなかにも「他人に対して思いやりのある人間になろう」「きまりを守り…」といった内容が示されている。

一方、上板橋第一中学校の教育目標に目を向けると、初代校長の教育に対する基本理念である「① 六三制はアメリカ型であるが我々は今新しい時代の日本の中学校を創造しよう ② 教育経営は日本式でなければならない ③ そのモデルとして実現するのが上板一中である³⁵」に基づいて教育目標がつくられた。同校の教育目標には“生徒への教師の五つの願い”として「社会の秩序と平和を愛するよい市民にしたい」「偉大な人間よりはまず善良な人間にする」「責任を重んじ勤労をいとわぬ風を作りたい」といった徳育的視点が記されている³⁶。

(2) 訓育・年間計画表

赤塚第一中学校の学校要覧には、徳育に関連づけられるものとして“訓育・年間計画表”が掲載されている。この計画表の冒頭には、「よい校風をつくるため、風紀要項に基いて、生徒の生活態度の改善をはかり、その生活を規律的にして、正しく、強く、ほがらかに、生活するように導く」と記されており、後述する「風紀要項」との密接な関わりがみえる。なお、訓育・年間計画では訓育の目標が月ごとに定められている。主な目標の出現回数を整理すると以下ようになる(昭和27年度の計画表)。

時間の励行	4月、9月、1月(翌年)
服装	4月、9月、3月(翌年)
挨拶	4月、9月
所持品	4月、9月
校具の取扱い	4月、9月
清掃	5月
学習の態度	5月、11月

業間の行動	5月、10月、12月、 2月（翌年）
遠足	5月、10月
校具	5月、6月、7月、10月、11月
服装の整美	6月
言葉づかい	6月、11月
清潔・整頓	6月 ※身体の清潔（7月）、 清潔（10月、11月、2月＝翌年）
あと仕末	7月

※上記のほか、夏季休業、冬季休業、春季休業時の生活や心得なども目標に示されている

「訓育・年間計画」の目標の各項目をみると、生徒に学校生活や授業等で求められる基本的なルール（時間の励行、挨拶、学習の態度など）は、比較的長めの間隔で目標が設定されている。一方、授業と授業の合間の「業間の行動」、また物的環境である「校具」、さらに「清潔」等については、設定される頻度が多くなっている。訓育の目標として設定される回数が多いということは、それだけ設定すべき理由があると思われる。

業間の行動については、中学生ということもあり、怪我などが発生しないよう校舎内での振る舞いや行動に注意喚起を行っている。以下に例を示す。

舎内では、ふざけたり、廊下を走ったりしない。
舎外では危険な遊びをしない（5月の目標の内容）

校具については、机や椅子といった備品の取扱いを丁寧にするとともに、その点検を実施するという目標を定めている。以下に例を示す。

机、椅子等の取扱いを丁寧に（4月）
机、椅子等の舎内の校具について検査する（5月）

また清潔にあっては、行事後の清掃の徹底やスポーツシーズン後の校舎内の美化をはかるといった内容になっている。以下に例を示す。

行事のあとの舎内の清掃の徹底をはかり、上履き、下履の区別をする（10月）
寒気のため清掃が不徹底になるから、つとめて、

その徹底をはかる（1月＝翌年）

以上から、赤塚第一中学校では風紀要項を土台とした、独自の訓育・年間計画を立て生徒に道徳性をはぐくんでいたといえよう。

(3) 風紀要項について

赤塚第一中学校においては、昭和27年度の学校要覧に“風紀要項”というものが明記されている。風紀要項は、昭和27年度のみで28、29、30年度には示されていないが、同校の徳育という点からみると、その内容は注目すべきものとなっている。

風 紀 要 項³⁷

始業前

1. 遅刻をしないようにする。教師友人に会ったら朝の挨拶をする。
2. 朝登校後は元気に遊ぶ。校庭で野球をする場合は必ず所定の場所とする。
3. 当番を予鈴までに終るよう一同心を合わせてする。他の生徒は当番の邪魔をしない。
4. ベルと共にすぐ教室に入る。教室での礼儀を守る。窓から下をのぞき見るような失礼な行いはしない。
5. 朝の当番は皆そろった上、八時十分からはじめる。

業間

1. ベルと共に席につきみだりに席をはなれない。
2. 教師・お客に会ったら会釈をする。
3. その時間の準備を正しくしておく。
4. 教室内の秩序を保つこと。さわりたり、あばれたりすることをやめる。

学習時とその態度

1. 先生方に対する区別をしない。
2. まじめな態度で授業を受ける。
3. よそ見やむだ話しやいたずらをしない。
4. 授業の終始は一斉に立って正しく礼をする。

放課後

1. 用事のない生徒は下校のベルと共に全部帰る。
2. 教室内をよごさないように注意する。（よごしたらあと始末をする心掛をもつ）

3. 下校時を厳守する。
4. 用具、校具のあと始末を正しくする。
5. いたずらに他人の所有物に手をふれない。

家庭と校外

1. 予習復習を正しくする。
2. 家庭の手つだいをよくし、言いつけをよく守る。
3. 悪事にさそわれないように強い意志をもつ。
4. 生徒としてふさわしくない映画や歌を見たり歌ったりしない。
5. 外でものを食べながら歩かない。

特別

1. 礼儀を正しく言葉づかいをていねいにする。
2. 上ばき外ばきの区別を厳守する。

保健・体育

1. 心身共に健やかになるよう心がける。
2. 食物に注意しよくそしゃくする。
3. 朝夕歯を磨き尚身体を精潔にする。
4. 服装を精潔に正しくとゝのえる。
5. 歩行は正しく道草をしない。
6. むだな夜ふかしをしないで安眠する。(夜あそびをしない)

「風紀要項」の内容(全7項目)をみると、学校生活の始業前から業間はもちろん生徒の放課後の生活、さらには基本的な生活習慣にもおよんでいる。また各項目の表記の仕方からは、生徒に対する生活指導の徹底をはかるための教育方法の工夫がみえる。この点を具体的に述べると、同要項では、概ね生徒に対する「指示的なもの(～をする、～を守る等)」と「禁止的なもの(～をしない等)」に大別され、内容全体としては生徒に対する生活上のルールや道徳の指針のようなものとなっている。では、なぜ「風紀要項」がつくられたのであろうか。

昭和27年の日本は、前年9月に調印されたサンフランシスコ対日平和条約が発効(4月)し、日本国の主権が承認された時期である。学校教育においては、たとえば社会科解体の動きが加速し同年12月岡野文相によって教育課程審議会に諮問された「社会科の改善、特に道徳教育、地理・歴史教育について」が注目される³⁸。

当時の中学校は、学校の教育活動全体を通じて行う全面主義と、社会科のなかで主として知的理解の面から徳育を行っていた。しかし、このような徳育への取り組み方に疑問を呈する向きもみられた。中学校の生徒の実情や地域の生活実態によっては、全面主義と社会科のなかの徳育では不十分とする見方も出てきたのである。このような点をふまえると、赤塚第一中学校において生徒の学校生活や家庭生活上の規律や節度を明記した「風紀要項」の存在意義が浮かび上がるのではないだろうか。

一方で、生徒に徳育を施すためには、「風紀要項」を提示するだけでは不十分であった。即ち「風紀要項」に則ってどのような方法で生徒に教えるべきかが重点課題になっていたといえよう。

ここでまず、「風紀要項」に求められた役割を考えると、それは、生徒の「望ましい人格を養成」とともに、生徒を「より良き社会人」に育てあげることであろう。これらが適切な方向に進むことで、生活指導の面から学校の教育目標の達成が期待された。

次に、“生徒に教えるべき方法”をみると、“生徒全体に対する指導”と“個々の生徒に対する指導”の両面からの指導が必要とされた。生徒全体に対しては、ホームルームや学校行事等教科外の各活動における教育の機会を生かした指導を行うことにより、生徒の道徳性の向上をはかられ、個々の生徒に対しては、教師が生徒一人ひとりに目を向けた指導が求められた。

具体的には個人を開発するために全体指導の状況を分析し、その結果を個人指導に生かすというものである。一方個人指導については、教師と生徒が1対1の場において面接というかたちで行われた。このような指導を通して生徒の道徳性を涵養し、この時代において求められた民主的思考と公民的教養がはぐくまれたのである。

おわりに

以上本稿では、昭和20年代における新制中学校の生活指導からみた徳育とその教育方法について、東京都板橋区赤塚第一中学校の事例を中心に考察した。

その結果、戦前、徳育をつかさどっていた修身科は、GHQの勧告によって授業停止と教科書回収に追い込まれたが、修身の教育的機能を代替するものとして、新制中学校における生活指導に徳育の役割が期待されたことが明らかとなった。

また本稿で取り上げた赤塚第一中学校においては、生活指導の目標を達成するため、訓育の全体の計画（年間計画）を作成し、さらに同校独自の「風紀要項」を提示することによって学校生活における望ましい態度や振る舞いの詳細を生徒に示した。

当時は、全面主義で露呈した徳育の不徹底状況があり、また社会科による徳育では知的側面からの道徳理解に留まったため、赤塚第一中学校においては生徒の実態に即した風紀要項を作成し、重視されるべき生徒の道徳性や道徳的心情をはぐくむ指針にしたと考えられる。

こうして、生活指導部等の組織を中心に生徒会（生徒自治会）やホーム・ルームを中心として教科外および教科活動も含めた学校生活全般から学校の教育目標の達成が目指されたといえる。そして、指導方法の観点からは、生徒に対する全体指導と個別指導の両面から取り組むことで、民主的思考と公民的教養を備えた人間形成に生徒を導くための道徳性涵養を追求したのである。

なお今後は、本稿で明らかとなった内容をふまえて、昭和30年代以降の新制中学校の生活指導、徳育の実態解明に取り組みたい。

注

- 1 本稿では、「新制中学校における生徒指導と教科外教育活動：昭和20年代前半の東京都板橋区に着目して」（『淑徳大学短期大学部紀要』第61号所収）で明らかとなった、板橋区の教育状況をさらに考究するため、新制中学校の生活指導の面からみた徳育に着目するとともに、個別の事例として東京都板橋区赤塚第一中学校の教育状況を取り上げ考察する。
- 2 敗戦後の日本の学校教育は、教育の民主化という名の下で再建が進められた。そしてその内実は、戦前の日本の学校教育をつかさどっていた制度を否定し根本から大幅に見直すというものであった。
- 3 国際特信社『米国教育使節団報告書』昭和21年9月p33。同書では新制中学校について「無月謝にすべきである」とし、さらに「速やかに男女共学制とならなければならない」と述べている。
- 4 平野武夫『新しい道徳教育への道－新しい倫理の確立－』北大路書房、1950年。
- 5 宮田丈夫「道徳時間特設後における道徳教育」道徳教育事典編集委員会編（青木孝頼・宇留田敬一・沢田慶輔・宮田丈夫編）『道徳教育事典』第一法規、1965年。
- 6 森山茂樹「戦後における道徳教育－その断絶と連続の軌跡－」（東京家政大学『東京家政大学研究紀要』第40集（1）2000年 p.41-51所収）。
- 7 後藤正矢「戦後改革期IFELにおける道徳教育方法改革構想－教育原理講座の研究収録に焦点をあてて－」（東京未来大学『東京未来大学研究紀要』Vol.12 2017年 pp.13-20所収）。
- 8 長田三男「戦後における道徳教育実施の経緯：昭和20年～27年まで」（流通経済大学『流通経済論集』第9巻2号1974年所収）。
- 9 藤田昌士「戦後教育と道徳教育」（『教育学研究 44（4）』1977年 pp.316-326所収）。
- 10 中野光「現代学校における訓育の課題－訓育における「自由」と「自治」の問題への歴史的考察から－」（『教育学研究 47（2）』73-80, 1980所収）。
- 11 板橋区教育委員会『板橋区中学校30年のあゆみ』昭和52年9月30日p204。
- 12 文部省『学習指導要領一般篇（試案）』昭和22年3月。
- 13 昭和26年版学習指導要領においては中学校の「自由研究」を廃して「特別教育活動」を置き、小学校でも同様に、「自由研究」を廃して「教科外活動」を置くこととした。
- 14 文部省『学習指導要領一般篇（試案）』昭和26年7月。
- 15 『文部時報』883号1951年3月。
- 16 『同前書』。
- 17 前掲『学習指導要領一般篇（試案）』（昭和26年版）。
- 18 昭和26年版『中学校 高等学校 学習指導要

- 領』社会科編（試案）「中等社会科とその指導法」では、「人間関係をそのおもな学習領域とする社会科が、生徒の道徳的理解や判断力の養成に大きな貢献をしなければならないことは明らかである。すなわち社会科の一般目標に示されている態度の諸項目を見ても、これらはどれも民主的社会人として望ましい道徳的な面ばかりといってもよいくらいである。」と述べている。
- 19 前掲『板橋区中学校30年のあゆみ』p193。
- 20 『同前書』p194。
- 21 『同前書』。
- 22 板橋区赤塚第一中学校創立30周年記念誌『30年のあゆみ（わかたけ29号）』昭和52年11月p38。
- 23 東京都立教育研究所『前掲書（戦後東京都教育史 中巻 学校教育編）』p136。
- 24 東京都立教育研究所『同前書』p136。
- 25 戦後復興とともに進められた昭和20年代前半の教育改革の状況を概観すると、戦後の混乱が少しずつ改善されていくなかで昭和24年までに教育基本法や学校教育法、教育委員会法、社会教育法といった教育関係の基本法規が成立をみた。また、昭和25年には学習指導要領（22年版試案）に選択教科として示されていた「自由研究」が廃止されることとなり、代わって特殊教科活動が明記された点が注目されよう。
- 26 東京都立教育研究所『同前書』p63。同書では、『要領』に示されている以外にも、教育目標に照して必要と考えられる、特殊な活動をもりこんだ指導計画を立てることがのぞまれる」と述べている。
- 27 板橋区教育委員会「昭和23年度 教育委員会」会議議事録。同議事録では、教育協議会を「臨時的なもの」と位置づけている。
- 28 板橋区教育協議会「前掲書（昭和23年度 教育委員会 会議議事録）」所収の“昭和22年度板橋区（区役所管内）新制中学校設置及学級編成表”には、通学区域が上板橋町四、五、六、七、小山、茂呂、根ノ上町の生徒計220名は私立城北中学校に「全部授業委託」と記されている。この背景には、板橋区が22年度に開校した11中学校において中学校の通学対象となる生徒を全員受け入れることが困難であったという事情がある。
- 29 板橋区は、板橋区教育協議会を設置し「區の教育行政全般にわたって重要問題を審議」することとした。この協議会の会議議事録の表紙には「教育委員会」と記されている。
- 30 たとえば「東京都立学校の管理運営に関する規則」（昭和35年）には、学校に備え付けるべき表簿のひとつとして学校要覧が明記されている。
- 31 板橋区赤塚第一中学校「昭和29年度 学校要覧」昭和28年3月。
- 32 『同前書』。
- 33 板橋区教育委員会『前掲書（板橋区中学校30年のあゆみ）』p136。
- 34 『同前書』p137。
- 35 『同前書』p162。
- 36 上板橋第一中学校では、「生徒の三つのモットー」として「愛と平和」「精進努力」「創意工夫」を掲げている。なお、同校では、教育目標を達成するため生徒に対して「三つのモットー」を提示していると思われる。
- 37 板橋区赤塚第一中学校「学校要覧」（昭和27年度）。
- 38 岡野文相によると、諮問理由のうちの道徳教育については「社会科については種々批判がある。たとえば社会科で行われている道徳教育では不十分であるから道徳教育の強化方策を考えるべきである」と述べている。